

図3-12 昭和40年頃の千田堤の現状

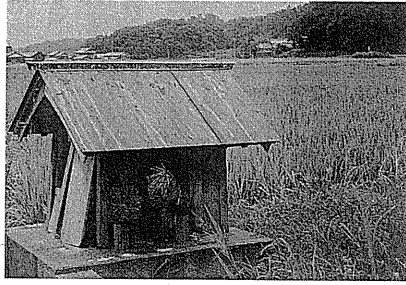
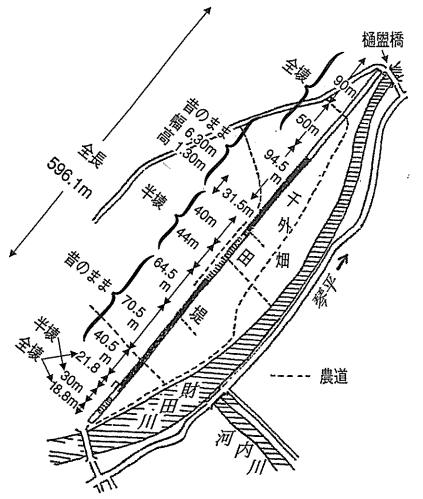


写真3-27 千田屋敷跡

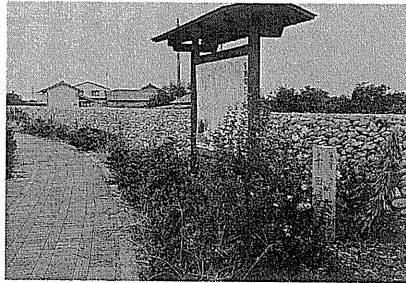


写真3-28 現在の千田堤

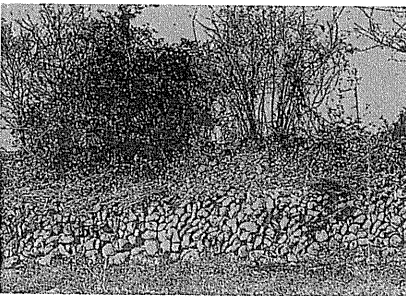


写真3-29 模造前の千田堤(平成11年撮影)

伴い、千田堤の一部を指定解除し一旦取り壊した後、その一部、長さ八〇坪の堤を模造し復元した

二 干害

降雨量の少ない讃岐は、日照りが続くと干害を受けやすく、他の地方では稲作に良い影響を与える晴天続きが、讃岐では致命的な日照りとなった。「讃岐ひでりに米買うな」という諺は、この辺の事情を物語っている。

そのため、灌漑対策が不備であった昔は、農作物に被害を受けたが、西讃は特にその被害が多く、山本町域では辻が大きな被害をこうむることが多かった。山辺岡や大辻は「月が照っても、ひやけをする」といわれるほどであったのである。

今でこそ、香川用水や中部用水の完成によつて干害はなくなつたが、当時は、わずかの池の水を奪い合うようにして田に引きあい、水争いが絶えなかつた。

日照りが続くと、最後に頼みとするのは神仏の加護であつたため、讃岐には雨乞い行事が昔公の昔から行

われ、受け継がれてきた。とくに大水上神社の三嶋龍王に祈つて、その鰻測の水をいただいて帰る行事は有名であつた。

雨乞い念仏・雨乞い踊りをはじめ、各神社・仏閣では祈願がこめられた。また、神仏の聖火をいただいて帰り、各地で大じかけな焚火をして降雨を祈つた。山火事るとき、よく雨が降ることから考えられた雨乞いの手法であるが、農家から麦わら一把ずつを持ちより、山のように積み上げて火をつけ、悲願をこめたのである。

町内では次の場所でよく大火を焚いて雨を祈つた。

辻	善提山	龍王祠
河内	長野	正体龍王祠
		山の神
財田大野	知行寺山	天神山
	財田川原	
神田	立石山	龍王祠
	三之宮神社	
	岩瀬	地神社

三 病虫害や鳥獣害など

農作物の被害で病・害虫も大きな影響を与えたが、とくに蝗、うんかの発生がたびたびあり、それがすぐ凶作・飢饉の原因となつた。

科学的対策がなかつた昔は、わずかな油を田に撒き、竹で稲についた虫を水面に払い落として殺す程度で、それ以外は宗教的な虫送り行事や、虫払い祈願にすぎなかつた。

虫送りは陰暦六月ごろ、虫がついた苗を抜き取つて氏神に集め、太鼓やかね・ほら貝などを鳴らして村界まで送り、村から村へ送り、最後に海へ流したり、扇で村中の田をあおいで歩くという原始的な行事であつた。

大辻にこの虫を中田井村に申し送つた「おどり地」という小地名が残っている。

江戸時代における虫害は次のとおりである。

- 元禄十四(一七〇一)年 大風洪水の後、秋蝗発生
- 十六年 右に同じ
- 享保三、四(一七一八、九)年 干ばつ後蝗発生
- 九年 天災類発蝗発生
- 享保十七年 稲虫発生(全国的大飢饉)
- 十八年 大疫流行後蝗発生
- 宝暦二(一七五二)年 秋蝗発生
- 天明六(一七八六)年 大旱蝗害甚大
- 寛政十一(一七九九)年 秋旱蝗虫多し
- 天保四(一八三三)年 稲虫発生蝗害甚し

いのししや鹿の害も住民を悩ましたものの一つである。これらの被害を防止するため、村民は村方三役と一体になり、藩主に請願して火縄銃の使用許可を受け、協力して退治を怠らなかつた。

たものである。また、灌漑用に雨水をためる小さな池のついた「てんと田」と呼ばれる畠田が、各地の丘陵地に多く作られた。しかし、大正初年にはせっかくな開墾した田が天水では用水が足らず、畠になったものも多かった。

このほか、地力改良や区画整理のための「地なおし」も行われた。「辻村誌」には、江戸時代から明治初年までの田畑の開墾面積と生産高が記されているが(図4-14参照)、これによると、辻地区では元禄時代に急激に開拓が進んだことがわかる。

河内は山林が多いため、開墾が盛んに行われたが、このほか昭和七(一九三二)年ごろに、土木出張所の認可を受けて、河内川の川敷約五反の開墾も行った。

大野でも、山林のほか、大上の櫟林(くわいりん)の開墾も行われた。これは地元民だけでなく、辻からも原初治(はらはぢ)(鍋屋)などが開墾に参加し、二町歩ほどの開墾を行った。

終戦後では、向井川の外畑が水田となっている。

#### 第四節 農家と水の問題

香川県は降雨量が少なく、大きな川もないため、農業用灌漑水に対する農家の関心は格別である。

農業用水は、川をせきとめ、取水する横井やため池によるものが主であるが、平野部は野井戸を掘って、地下水をはねつるべ

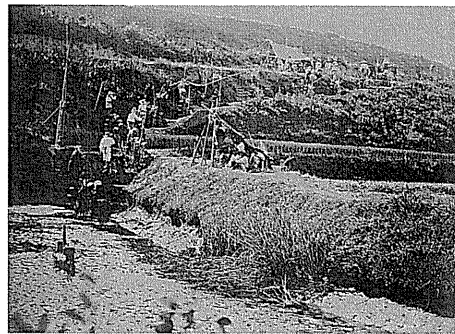


写真4-1 十六水車による送水(大喜多敏治蔵)

汲み上げる水かえが行われた。この灌水方法も明治三十年代、手押しポンプ・水車を使うようになり、用水路もコンクリートを使って通水に便利なものへと変わっていった。また、水田を常に満水させる方法から、研究の結果、有効時にだけ、灌水するようになった。

干害もたびたび起こり、特にてんと田や山田、山辺・南岡・大辻などの台地は被害を受けやすかった。

#### 一 ため池

「香川の農業はため池によって発達し、ため池築造の歴史は、香川県農業発達の歴史である」といわれるように、香川の農業とため池の関係は密接である。

香川県には約二万余の池があり、農家が九万戸あると考えると、四・五戸に一つの池があることになる。特に神田・二宮・麻・財田の山村には多く、神田の農家は昭和二十五(一九五〇)

年度で農家が三六〇戸に対し、ため池は台帳にあるもので八〇一個、台帳にない小池を加えると八五〇個を超え、一戸に約二・四個の割でため池がある。

この地域は、雨が少なく、水量の豊かな大きな川がないことに加え、開発が進み、山の面積に比べて水田の面積が広いこと、そして、昔の池の規模が小さく、干害を受けやすく、さらに小さな池を増築したことによると考えられる。新池や上池という名がつく池の大部分はこの増築によるものである。

明治中期、日清戦争前後に数回の大干魃に見舞われたことや、さとうきびや棉が外国からの優秀な輸入品に圧倒されて、それらの耕地が水田に転換されたため、農業用水の需要は急速に高まり、池づくりが盛んになった。さらに、大正十三（一九二四）年、昭和九（一九三四）、十四年の大干魃を機会に促進され、戦後再び食糧増産の政策に乗って新設・改良が行われた。

河内川は河川法の適用を受けなかったため、河水は自由に灌漑することができた。神田川では愛媛県時代、堰の設定について県令（関新平）の許可を得るため、役人を「いりこめし」でもてなしたと伝えられている。

明治以後、灌漑施設のうち改良・新設された主なものは次のとおりである。各地の横井の頭首口も、石積・コンクリート造りに改良された。明治四十五（一九二二）年六月、毘沙門出水と呼ばれていた横井の改良工事が監督人正田頼治・中島忠治郎、工事請負人の豊田九平によって行われた。

治以後三回

・蟻の股池……昭和十年ごろ、かさ上げ

〈財田大野〉

・宮池……昭和三（一九二八）年ごろ、かさ上げ樋替え（このとき、掘り出した木管を放置しすぎて墨書してあった銘記の判読が不可能となった）。

〈神田〉

明治中期、てんと田の開拓によって小池が多くつくられ、このころだけで二〇〇以上がつくられた。大きな池では次のようなものがある。

・瓦地新池（屋内蔵池）……昭和十八（一九四三）年新設

・黒田新池……昭和十九年二月起工、二十四年春完成、世話人岩倉留吉ら

・田出池新池……昭和十五年着工、十七年完成。砂川小田出池を取り込む。世話人 門脇義正ら

・濁池……昭和六（一九三一）年かさ上げ

・芋の谷池……昭和六年かさ上げ

全般的に老朽池の改修が、昭和五年ごろの農林省施策として、当時の疲弊した農村救済事業として、道路の改修工事とともに行われた。

二 水争い

ため池の管理については、明治十二（一八七九）年、「水掛り

また、樋盤頭首口の改築によって大野平野の灌漑が非常に良くなった。

〈辻〉

・浦谷新池……明治三十九（一九〇六）年、辻の原嘉吉らが発案。昭和九（一九三四）年春着工、翌年冬完成。世話人黒川大造・原広太

・野々上池……明治三十六（一九〇三）年堤かえし  
・おどり池・幸池……昭和十九（一九四四）年合併  
・皿池……昭和十九年かさ上げ  
・櫻谷池……昭和十八年かさ上げ、世話人大木義晴

・藤池……昭和十一年堤



写真4-2 農業用水の古地図（河内川下流付近）

・防修理、樋替え、世話人大木義晴  
・白谷池……昭和二十二年かさ上げ  
〈河内〉

・新池（口無池）……昭和十四（一九三九）年かさ上げ、中部用水による逆瀬池の改修

・山池……昭和十九年樋替え

・長野新池……樋替え、明

自普請」と決定されたため、

各村、池掛りや横井に水利の自治機関をおき、普請の執行と経費の収支などを担当させた。しかし、水引きの優先権・分木などの配水や経費の割当徴収には古くからの根強い慣行があり、水田開発の先後や地理的条件の優劣、開発にあたった者の投資の多寡、力の強弱などによって、運営

上問題がでやすく、時には流血の惨事が起こることもあった。河内川の水を辻の山本・道下へ分岐する毘沙門横井や、財田川



写真4-3 池普請（ふしん）

長瀬橋上流にある余鏡寺横井や吉田横井で、頻繁に紛糾が起こつた。

第五節 農民の動き

一 竹槍騒動

明治維新前後、社会の大変動によって過渡的な事件がたびたび起きたが、特に農民が引き起こしたものととして、竹槍騒動があげ

は人の波で埋まった。

訓練は参加機関の協力体制の確立と住民の防災意識の高揚を狙いとしたもので、「台風の接近でがけ崩れ、堤防決壊などの被害発生、山本町長より応援要請が発令」という風水害の想定と、「県下に震度六の地震発生、地割れや家屋全半壊の被害」という地震想定との二部構成で実施された。ヘリコプターや消防車、救急車、地震体験車など九〇台の車両も繰り出され、応急通信施設の設置、大型ヘリやアクアラング隊による人命救助、塩素ガスの漏洩、応急措置など実戦さながらの訓練が展開された。

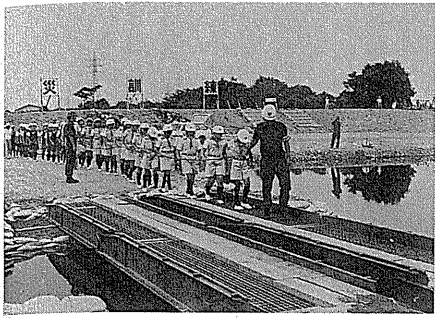


写真2-81 防災訓練

山本町では、少年消防クラブが消火器を使ってLPガスを消し、町消防団が河川の堤防決壊を防ぐ土のう積みと、堤防の内側に切り倒した樹木を流し込む水防工法「木流し」を手際よく行った。非常食の炊き出しを手伝った婦人会や、赤十字、電力会社など多くの団体の協力を得て、この大訓練は整然と進行し、参加者は非常時に万全の態勢で臨むことの重要さなどを改めて確

かめ合い、災害対策に多くの成果を残した。

## 第二節 多発する天災への対応

山本町は比較的災害の少ない町であるが、これまで台風による風水害で幾多の被害を受けたほかに、まれに豪雪に見舞われている。また、大雨による河川の異常増水で床上・床下浸水が発生する地域もある。こうした災害に対処するための組織として、山本町防災会議、山本町水防協議会が設けられている。

山本町防災会議は「災害対策基本法」の規定に基づき、平成十(一九九八)年に「山本町地域防災計画」を作成した。同計画は、大規模災害などによるさまざまな被害を想定したうえで、地域社会における防災活動の円滑化を図るものである。地域防災計画の一環として、町は平成五年度に防災行政無線を導入し、災害時の通信体制を整えた。平成十七年度には、山本町消防団本部分団屯所と、水防用資機材等を備蓄する水防倉庫を併設した施設を整備され、火災や風水害及び近年発生が予想されている南海地震などの災害に迅速に対応するための拠点となることが期待されている。

山本町を襲った災害のうち、町制施行以後の主だったものを以下に記す。

八二件の復旧工事が行われ、総工費は五〇六二万六〇〇〇円であった。

〈台風十号で大雨被害(昭和五十八年)〉

昭和五十八(一九八三)年九月に西日本を襲った台風十号は典型的な雨台風で、四国、九州は集中豪雨に見舞われた。山本町では九月二十七日午後から雨が降り始め、翌二十八日午後六時までに二二三ミリの雨量を記録し、大正八(一九一九)年以来の大雨となった。

大野地区西光寺の県道沿いにあるほとんどの家が床下浸水し、神田地区の砂川では神田川の水があふれて水田が冠水したほか、道路は各所で水浸しとなり、被害が続出した。

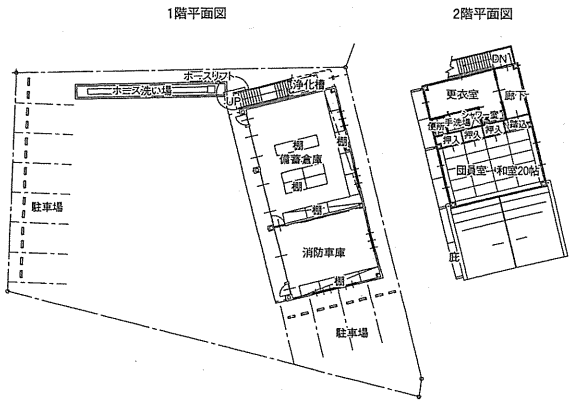
〈台風十七号で大雨被害(平成元年)〉

平成元(一九八九)年八月に町を台風十七号が襲い、大雨をもたらして農地、農業用施設、水路、ため池、道路などに大きな被害を残した。

〈台風十九号で豪雨被害(平成二年)〉

平成二(一九九〇)年九月十八日から十九日にかけて台風十九号が襲来し、豪雨により町内各所で多大な被害を受けた。降り始めからの雨量が三七八・五ミルを超え、床上や床下浸水をはじめ、農地・農業用施設が被害を受けた。また、道路の冠水により町道や県道で通行止めとなり、近年にない被害が続出した。

図2-75 消防団拠点施設



### 一 台風被害

〈台風十七号で災害多発(昭和五十一年)〉

昭和五十一年(一九七六)年九月に日本全土を襲った台風十七号は各地に被害をもたらしたが、山本町にも多くの爪跡を残した。町は迅速に災害復旧工事に着手し、年度内に農業施設関連三七件を完了、総額四五〇〇万円を要した。昭和五十二年度には残りの

二 平成十六年の相次ぐ台風被害

平成十六（二〇〇四）年は春先から台風が発生し、観測史上最多となる一〇個の台風が日本に上陸するという、かつてないほどの台風被害をもたらした一年となった。早くも五月に台風四号が四国を襲い、香川県には台風十五号から二十三号まで、九つの台風が次々に襲来。山本町においても、特に台風十五号、二十一号、二十三号によって未曾有の被害を出す状況となった。

〈台風十五号〉

八月十六日にフィリピンの東海上で発生した台風十五号は、強い勢力を保ちながら東シナ海を北上。台風の外側の暖かく湿った空気が西日本に流入し、同月十七日から十八日にかけて四国・九州地方に豪雨をもたらした。四国地方の総降雨量が六〇〇ミを越えるという激しさで、特に香川県西部、愛媛県東部は集中豪雨に見舞われ、四国での死者・行方不明者八名という被害を出した。

山本町では八月十七日に水防対策本部を設置。十七・十八日両日には山本地区の一〇〇世帯三〇〇人が辻公民館に避難した。床上浸水は辻地区二戸、床下浸水は辻地区一二、河内地区一、財田大野地区一七、神田地区一一の計四一戸にのぼった。また、土砂崩れなどで田や水路が大きな被害を受け、道路も冠水などにより分断された。

復旧間もない八月三十日には台風十六号に襲われ、またも暴風域に巻き込まれている。

表2-92 平成16年度台風被害状況

○家屋

	床上浸水	床下浸水	一部損壊
台風15号	2世帯	41世帯	
台風21号	1世帯	8世帯	
台風23号	1世帯	29世帯	2世帯

○農地・農業用施設

	田	畑	ため池	水路箇所	道路箇所
台風15号	38	3	8	18	12
台風21号	6	0	3	1	1
台風23号	42	7	13	22	15

表2-93 平成16年度台風被害金額

(単位：千円)

		15号		21号		23号		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林	農業用施設	24	65,302	3	3,335	19	77,335	46	145,972
	農地	25	22,311	3	4,956	12	15,555	40	42,822
公共	河川	6	31,799	2	43,362	2	9,691	10	84,852
	町道	5	22,599	4	37,124	6	45,792	15	105,515
合計		60	142,011	12	88,777	39	148,373	111	379,161

※金額は査定決定額

〈台風二十一号〉

台風二十一号は九月二十九日に九州を横断し、同日午後には高知県に上陸、四国を通過して近畿、北陸、東北地方へと進み、日本をほぼ縦断しながら猛威をふるった。台風と、それに伴う秋雨前線の影響から各地に大雨がもたらされ、水害が多発した。

当町においては河内地区の被害が大きく、一戸が床上浸水、八戸が床下浸水し、九月二十九・三十日に長野地区の三三三世帯一〇〇人が河内農村婦人の家に避難。また、長野浄水場が停電したため、九月三十日から十月一日まで長野地区が断水し、ポリタンクによる配水が実施された。

〈台風二十三号〉

十月二十日午後、大型の台風二十三号が高知県に上陸したのち、夕方には大阪府に再上陸。四国の広い範囲が風速二五以上以上の暴風雨域となり、香川県では東讃岐を中心に五市一町に大きな被害がもたらされ、死者は八人に達した。四〇〇ミ近い降雨量に加え、続けざまに襲来した台風による大雨で県下全域にわたって地盤が緩んでおり、土砂災害の多発などが被害をさらに大きくした。

山本町では十月二十日、避難勧告を受けた長野地区二八世帯一〇〇人、南立石地区二六世帯一〇〇人が、それぞれ河内農村婦人の家、神田定住促進センターに避難。床上浸水は財田大野地区一戸、床下浸水は辻地区一、財田大野地区二二、神田地区一六の計二九戸に及んだ。また、神田地区では河川の増水により町道橋の

橋梁が崩れたほか、倉庫五棟が土砂崩れなどで一部損壊。さらに、樋盤取水井戸六基のうち一基が全壊したため、財田大野地区三二五戸が豊中町から応急配水を受けた。

〈山本町の被害状況〉

山本町は台風十五号・二十一号・二十三号の集中豪雨により甚大な被害を受けたが、その詳細を表2-92と表2-93にまとめた。

平成十六（二〇〇四）年は度重なる台風上陸により近年まれに見る風水害を受けたが、このような予想もつかない災害の発生は、今後も十分考えられることであろう。地球の温暖化などによる異常気象に、土地利用の変化がもたらす洪水への脆弱化が、災害の発生と規模の拡大に拍車をかけているともいえる。そうした大規模災害の勃発を想定し、自主防災組織、消防団、役場などが住民との連携を密にして、被害が最小限に抑えられるよう努めることが必要である。

三 雹被害

〈平成元年の降雪〉

雹は雷雲に特有の乱気流から氷の粒が降る現象であるが、平成元（一九八九）年五月十五日には財田町を中心に六五センチにわたって降雪があり、農作物などに大きな被害をもたらした。通常は直径五ミ以上のものを雹というが、このとき降った雹は基石ほどの大きさがあり、財田町朝早田地区の葉たばこが壊滅状態になるな



ど、県下に約一億五七〇〇万円の損害を与えた。幸いにも山本町は降雹の範囲から少しはずれ、ほとんど被害は受けなかった。

#### 四 大雪被害

〈昭和四十三年の大雪〉

日ごろは雪に縁のない山本町であるが、数十年に一度ほどの割合で大雪に見舞われることがある。昭和四十三年（一九六八）年二月十五日、降りしきる雪はいっこうにやむ気配を見せず、四〇センチ以上の積雪を記録した。町ではミカンの木の枝が雪の重さで折れ、竹木が倒れるなど果樹を中心に被害を受けた。

豪雪は香川県一帯に及び、国鉄（現JR）の運休、主要道路の通行不能により交通は麻痺状態となり、約一八万戸が停電し、電話が一部地域で不通になるなど通信も混乱し、多くの被害が出た。

〈昭和五十九年の大雪〉

昭和五十九（一九八四）年一月十九日に思いがけない大雪が降り、その雪がようやく姿を消した三十日、深夜から降り始めた雪は三十一日昼過ぎまで降り続いた。この豪雪のために町の交通は麻痺し、幼稚園や小・中学校は休校となった。町内ではビニールハウスの倒壊などが相次ぎ、農作物が大きな被害を受けた。

大人にとってこの大雪は白魔でも、子どもには格好の遊び場であり、子どもたちは雪だるまやかまくらづくり、雪合戦に興じ、思いがけない銀世界を楽しんだ。

昭和六十一年（一九八六）年八月二十日午後四時二十五分、観音寺市粟井町奥谷の通称ジャレノ谷付近の山林から出火した炎は、山本町大字河内字正体の山林に延焼して、二十二日まで燃え続けた。

山本町では二十日午後五時五十分、山本町山林火災対策本部を町役場に、山林火災現場指揮所を長野公民館に設置。町消防団、地元住民、豊中・豊浜・財田各町の消防団員の援助を得て消火に努めた。山の急斜面で足場が悪く、水の便もなく、消火活動は困難を極めたが、自衛隊ヘリコプターによる消火剤投下や消防団員らの懸命の消火活動により火勢はしだいに衰える。消防団と自衛隊の人海戦術で残り火処理にあたり、二十二日昼過ぎから降りだした雨も幸いして、同日午後四時鎮火状態となり、本部などを解散した。

完全鎮火は出火から七〇時間を経過した二十三日午後二時で、当町の消火面積は二・一五センチに及んだ。消火活動中には長野・寺上・立石婦人防火クラブをはじめ町内婦人会などが炊き出しを行うなど、多くの住民の協力を得ている。

この山林火災を契機として、昭和六十一年（一九八六）年十二月に「香川県消防相互応援協定」が結ばれた。これは、県下の市町が相互応援体制を確立し、大規模災害及び産業災害など不測の事態に対処しようとするものである。またこれを教訓とし、山林火災防衛訓練の強化が図られている。

#### 五 山火事

〈昭和六十年 豊浜・大野原町の山林火災〉

昭和六十（一九八五）年二月二日、川之江市の愛媛・香川県境から出火し、豊浜・大野原両町の山林へ燃え広がった山火事は、両県合わせて三九一センチの広大な山林を焼き尽くすという近年まれな大規模山林火災となった。

豊浜町から応援要請を受けた山本町消防団は直ちに出勤。二月三日午後五時から正田団長以下、本部、第一・第二分団八一人、消防ポンプ車一台、小型動力ポンプ付積載車七台が豊浜町側の山林に入り、深夜まで中継送水を行う。翌四日も、団長以下、本部、第三分団四八人、消防ポンプ車一台、小型動力ポンプ付積載車五台が中継送水を続行。木の枝を使った「火たたき」などの人海戦術も行い、懸命の消火活動に携わった。自衛隊ヘリコプターも出勤し、空中から消火活動を展開。二月五日午前十時、約六四時間ぶりにようやく鎮火した。この山火事の原因は、たき火の不始末と推定された。

山本町ではこれを教訓として山火事を未然に防止するため、昭和六十（一九八五）年三月の町議会定例会で、町の森林または森林の周囲一キロ以内にある土地の火入れに関して、許可申請や許可証の交付、火入れ責任者の義務などの運用面の条例を定めている。

〈昭和六十一年 観音寺市の山林火災〉

### 第三節 交通安全

香川県の高速度路網の整備が進むにつれて町を通過する車両の数が増え、それに比例して交通事故発生件数も年々増加していた。子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる町、それは住民すべての願いであるが、安全な地域社会を確立するためのまちづくりは行政施策だけでは困難であり、生活の基盤となる家庭や学校、職場が一体となって交通安全に取り組むことが重要となる。

山本町は昭和五十九（一九八四）年に「交通安全の推進に関する宣言」を決議し、事故のない地域社会の実現を目指して、町ぐるみでの交通安全運動を強力に推進することを町内外に表明した。

#### 一 交通事故発生件数と自動車保有台数の推移

山本町における交通事故の発生件数は、昭和四十（一九六五）年には一九件であったが、昭和四十一年に二倍強の四二件に急増し、昭和四十五年には七〇件にのぼった。その後、漸減したものの、平成十一年（一九九九）年以降は再び増加傾向を見せている（表2-94を参照）。

一方、自動車保有台数は増加の一途をたどっており、昭和五十